

スキルアップのために養成機関で修業するときの生活費を支給します！

高等職業訓練促進給付金

対象者

- 八王子市内在住
- 20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の親
- 児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準にある方（※）
- 当該対象資格の取得等が見込まれる方
- 仕事または育児と学業の両立が困難な方
- 過去に訓練促進給付金・修了支援給付金を受給していない方

（※）所得基準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き利用対象となる場合があります。



対象資格

医療

- ・看護師・准看護師・保健師・助産師・作業療法士
- ・理学療法士・言語聴覚士・視能訓練士
- ・義肢装具士・歯科衛生士・歯科技工士
- ・柔道整復師・鍼灸師（はり師・きゅう師）
- ・あんま・マッサージ師・臨床検査技師
- ・診療放射線技師・臨床工学技士

福祉・心理

- ・保育士・介護福祉士・社会福祉士
- ・精神保健福祉士・公認心理士

その他の国家資格

- ・管理栄養士・栄養士・美容師
- ・理容師・調理師・製菓衛生師

民間資格等

①②すべてに該当するもの

- ① 就職の際に有利となる資格
（教育訓練給付の対象講座（一般教育訓練対象講座はデジタル分野に限る））
- ② 養成機関において、6か月以上、かつ1週間に3日以上通学が必要なカリキュラムを修業するもの



対象講座の検索はこちらから↑
<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

支給内容

修業中

訓練促進給付金

住民税非課税世帯 月額10万円
住民税 課税世帯 月額70,500円

※最終の1年間は支給額を4万円加算
※最大4年間の支給（条件あり）



修了後

修了支援給付金

住民税非課税世帯 50,000円
住民税 課税世帯 25,000円

※入学から修了時まで
母子家庭または父子家庭の方

修了
おめでとう!



予約・お問い合わせはこちら

※予約を取り、事前相談を受けてください。対象資格・受給要件の審査があります。
八王子市子ども家庭部子育て支援課 母子・父子自立支援員

TEL：042-620-7362

（受付時間 月～金曜日（祝・休日除く）8:30～17:00）

FAX：042-621-2711

詳しい内容は
こちらから→



高等職業訓練促進給付金等 申請手続きのながれと請求手続きについて

母子・父子自立支援員による事前相談を受けてください。

事前相談(要予約)
Tel:042-620-7362

<持参するもの>
進学先(予定)のパンフレット
資金計画書等

事前審査

<提出書類等>
在学証明書
児童扶養手当証書の写し ※
母子・父子の戸籍謄本 ※
カリキュラムのわかるもの(時間割等)
印鑑
地方税関係情報の取得に係る同意書
または、課税・非課税証明書
(1月1日に八王子市在住でない方)
口座振替依頼書

※省略できる場合があります。

訓練促進給付金

申請手続き
入学後(要予約)

審査

支給決定

<子育て支援課から送付書類>

- ・支給審査結果通知書
- ・請求書(認定月~7月分、8月分以降は別途送付)
- ・出席状況証明書(同上)

支給開始

<毎月提出するもの>

- 請求書
- 出席状況証明書
(毎月授業終了後に学校から証明を受けてください)
※翌月末日までの提出が必要です。

支給終了

※進級時には、新学年の**在学証明書**をご提出ください。
※毎年8月に、前年の収入を確認して支給金額の見直しを行います。

修了支援給付金

申請手続き

<提出書類等>

- 卒業証書
- 児童扶養手当証書の写し ※
- 母子・父子の戸籍謄本 ※
- 印鑑
- 地方税関係情報の取得に係る同意書
または、課税・非課税証明書
(1月1日に八王子市在住でない方)

※省略できる場合があります。

審査・支給決定